

周南市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

周南市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市印鑑条例の一部を改正する条例

周南市印鑑条例（平成15年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「、この場合において」を削り、同条第3項中「指示」を「提示」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第8条中「き損」を「毀損」に改める。

第10条第1項中「印鑑登録証を廃止」を「印鑑登録を廃止」に改める。

第12条第2項中「電子計算機」の次に「又は多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものをいう。以下同じ。））を利用することにより、自動的に証明書等を発行するものをいう。以下同じ。）」を加える。

第13条の見出し中「交付申請」を「交付」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けている登録者は、当該個人番号カードを使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力する

ことにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第14条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、郵送その他市長が適当と認める方法により申請者に対して文書で照会し、その回答書を期限内に申請者自ら持参させることによって行う。ただし、<u>この場合において</u>、当該登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら当該回答書を持参することができないときは、登録を受けようとする印鑑を押印した委任の旨を証する書面を添えて、代理人により持参することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかに該当する文書の<u>指示又は提出</u>を求めることにより行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>在留カード又は特別永住者証明書(住民基本台帳法第30条の45の表に規定する在留カード又は特別永住者証明書をいう。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(印鑑登録証の再交付)</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、郵送その他市長が適当と認める方法により申請者に対して文書で照会し、その回答書を期限内に申請者自ら持参させることによって行う。ただし、当該登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら当該回答書を持参することができないときは、登録を受けようとする印鑑を押印した委任の旨を証する書面を添えて、代理人により持参することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかに該当する文書の<u>提示又は提出</u>を求めることにより行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(印鑑登録証の再交付)</p>

現行

第8条 登録者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときは、印鑑登録証再交付申請書に当該印鑑登録証を添えて、市長に再交付を申請することができる。ただし、疾病その他やむを得ない事由により直接申請できないときは、登録を受けている印鑑を押印した委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

(登録の廃止)

第10条 登録者は、印鑑登録証を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止届書に印鑑登録証を添えて、市長に届け出なければならない。この場合においては、第8条ただし書の規定を準用する。

2 (略)

(登録の証明)

第12条 (略)

2 前項の証明は、電子計算機により出力して作成した証明書を交付することにより行う。

改正案

第8条 登録者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に当該印鑑登録証を添えて、市長に再交付を申請することができる。ただし、疾病その他やむを得ない事由により直接申請できないときは、登録を受けている印鑑を押印した委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

(登録の廃止)

第10条 登録者は、印鑑登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止届書に印鑑登録証を添えて、市長に届け出なければならない。この場合においては、第8条ただし書の規定を準用する。

2 (略)

(登録の証明)

第12条 (略)

2 前項の証明は、電子計算機又は多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報

現行

改正案

(登録証明書の交付申請)

第13条 (略)

(登録証明書発行の保護)

第14条 (略)

2 第1項の規定による保護を受けている者が保護を廃止する

システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものをいう。以下同じ。）
を利用することにより、自動的に証明書等を発行するものをいう。以下同じ。）により出力して作成した証明書を交付することにより行う。

(登録証明書の交付)

第13条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けている登録者は、当該個人番号カードを使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(登録証明書発行の保護)

第14条 (略)

2 前項の規定による保護を受けている者が保護を廃止すると

現行	改正案
ときは、印鑑登録証明書発行保護廃止届に登録を受けている印鑑を押印し、印鑑登録証を添えて自ら市長に届け出なければならぬ。	きは、印鑑登録証明書発行保護廃止届に登録を受けている印鑑を押印し、印鑑登録証を添えて自ら市長に届け出なければならぬ。